



GREEN Rotary-Club

2012-2013年度 テーマ

国際ロータリー

「奉仕を通じて平和を」

R.I. 会長 田中 作次

地区方針

「心をひとつに」

R.I.2720 地区 ガバナー 岡村 泰岳

熊本グリーンR.C.

「絆を深めよう」

熊本グリーンR.C. 会長 山下 佳介



■例会日：毎週月曜日 18:30～19:30
■例会場：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル
TEL096-326-3311

■創立：平成元年2月22日 ■会長：山下 佳介 ■幹事：本田 悟士 ■会報担当：江上 泰弘
■事務所：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル内
TEL096-354-4521 FAX096-354-4053 E-mail:kgrc@io.ocn.ne.jp

国際ロータリー
第2720地区

熊本グリーンロータリー・クラブ週報

【2012年12月5日】

第1070回

2012-2013年度 第18回

【例会】

1. 開会・点鐘 18:30

「国歌」

「友と語ろう」(熊本グリーンRCの歌)

2. 食事と交歓

来訪者紹介

卓話者：愛甲 三郎 氏(熊本菊南RC)



友情の握手

会長スピーチ 山下 佳介 会長)

本日卓話をして頂きます愛甲三郎様のご来訪を、心より歓迎致します。

今日は“知って得する遺言の話”と言う事で、私自身も仕事柄相続にはとても興味があり、よく勉強会にも色々参加していますので、どうぞ宜しくお願い致します。

先日27日は、熊本第3グループの8クラブによるIM忘年会があり、来年2月15日16時よりメルパルク熊本での開催が決定しました。今回は、我がクラブで卓話をして頂いた熊本RC会員でKABの門垣様をメインスピーカーとしてお迎えする予定です。その前に8クラブ1名ずつ、3年以内の会員の方に、ロータリークラブに入会して思った事を発表して頂く予定ですので、3年以内の会員の方は宜しくお願いします。

さて本日の言霊集は“人間生きて最後に残すもの”を紹介致します。

私達がこれまでに過ごしてきた人生の日々は、1日1日を減らして生きてきたのでしょうか。それとも1日1日を積み重ねて生きて来たのでしょうか。人は他人から助けられる立場にいる限り、決して満足はしません。老人であろうが、子供であろうが、病人であろうが、他の人に何かをした時に初めて人は満ち足りる事が出来るのです。不幸の殆どは『何々をしてくれない』というものの考え方から生まれています。労せずして楽をして得ようとする発想は心の貧しさであり、そこにとどまっている限り、生きている事の本当の喜びは、いつまでたっても手に入れることは出来ません。人間にとって最高の栄誉ある喜び、それは、『自分が他の人の役に立つことが出来る存在であり、それが他の人の喜びに繋がるという事を知る』ことです。人間生きて最後に残すものは、どれだけ集めたかではなく、どれだけ与えたかなのです。

私も集めることばかりに目を向けていたので、与える事に目を向けていきたいと思えます。

幹事報告 本田 悟士 幹事

■ 報告事項(その他のロータリー関係)

①「ロータリー家族月間清掃活動」について

★下記の通り会員の皆様にご案内致しましたが、地区の方で調整不足の為、ロータリアンの参加は今のところ見合わせて下さい。との連絡が入っておりますのでお知らせ致します。

日 時：2012年12月9日(日)

9:00～9:45 受付開始

9:45～12:30 開会式～清掃～閉会式

場 所

集合：白川公園 清掃：熊本市繁華街周辺

卓話
予定

【12月】

10日 「会員増強クラブフォーラム」

17日 「年忘れ家族会」(於：キャッスル 2F) ※年次総会(例会中にあります)

24日 祝日の為、例会休会 (天皇誕生日の振り替え休日)

31日 例会取り止め (定款第6条第1節に基づき)

グリーン・クラブの例会日がきても、出席するかどうか決めるには及びません。というのは、私にとって出席は決まりきった事だからです。これは、ロータリーに入会したとき受入れた義務の一つです。

■ 例会取止め・変更

<取止め>

下記の例会を定款第6条第1節に基づき、取り止めます。

- 【熊本東RC】12月25日(火)
- 【熊本東南RC】12月26日(水)
- 【熊本菊南RC】12月26日(水)
- 【熊本北RC】12月27日(木)
- 【熊本城東RC】12月31日(月)
- 【熊本グリーンRC】12月31日(月)

<変更>

【熊本南 RC】

12月3日(月)の例会は、家族会のため、同日18:30よりホテル日航熊本5Fにて行います。

【熊本城東 RC】

12月17日(月)の例会は、年忘れ家族会のため、同日18:30よりホテルキャッスルにて行います。

【熊本東 RC】

12月18日(火)の例会は、年忘れ家族会のため、同日18:00よりホテルキャッスルにて行います。

【熊本東南 RC】

12月19日(水)の例会は、年忘れクリスマス例会のため、同日18:30よりホテルキャッスルにて行います。

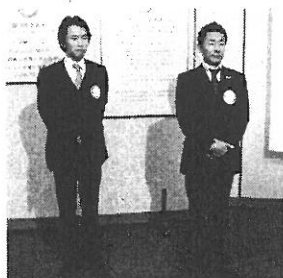
【熊本西稜 RC】

1月7日(月)の例会は、「新春合同例会」のため、1月8日(火)12:30よりホテルキャッスルにて行います。

慶 事 山下 隆生 会員

★12月誕生祝★

河島 一夫君 S27.12.16
 山下 佐知子夫人 S42.12.24
 本田 美保夫人 S55.12.30



Happy Birthday!

左から:本田会員、山下会長

出席報告 松山 優喜 クラブ管理運営委

	会 員 総 数	26名	出席率
12月3日	出席免除会員数	2名	70.83%
	計算上会員数	24名	
	出席会員数	17名	
11月19日	前回の出席会員数	15名	76.00%
	メイクアップ数	4名	
	修正出席会員数	19名	
メイクアップ済み会員及びメイクアップ訪問先			
・11/21 熊本水前寺公園RC 廣坂 君 ・11/26 熊本城東RC 河島 君・中島 君 ・11/28 熊本平成RC 大友 君			

委員会報告

① パスト会長による「3分間スピーチ」

報告者: 松村 秀逸 会員



② 「12月の卓話スケジュール」案内

報告者: 丸山 徹 プログラム担当長
 *3ページ参照

③ 「年忘れ家族会」のご案内

報告者: 山下 隆生 親睦担当長

内容: 日時: 12月17日(月)18:30~

会場: ホテルキャッスル 2F「キャッスルホール」

※会員及びご家族の多数のご出席をお願い致します。



12月 卓話スケジュール
～「家族月間」～

- 3日 「知って得する遺言のはなし」愛甲 三郎 氏(熊本菊南RC会員)
10日 「会員増強クラブフォーラム」
17日 「年忘れ家族会」(於:キャッスル 2F) ※年次総会(例会中にあります)
24日 祝日の為、例会休会 (天皇誕生日の振り替え休日)
31日 例会取り止め (定款第6条第1節に基づき)



スマイル 丸山 徹 会員

●愛甲 三郎 君(熊本菊南RC会員)

「本日は卓話に趙さんよりお誘い頂き、有難うございました。宜しくお願い致します。」

●山下 佳介 君、本田 悟士 君

「卓話者の愛甲様に感謝してスマイルします。お話も大変楽しみにしておりますが、まずはグリーンRCの例会を楽しんで頂ければと思います。また、今日は会長、幹事共に誕生祝いを有難うございます。」

●仙波 洋八 君

「愛甲さんの御来訪を歓迎します。卓話を楽しみにしていましたところ、他所の祝事に出席することになり、残念ながら拝聴することが出来ません。感謝してスマイルします。」

●趙 健次 君

「愛甲様、大変お忙しい中、我が熊本グリーンクラブでの卓話、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。」

●松山 優喜 君

「仕事柄、相続の相談は時間と気を使います。特に相続人が多い時は葬式が勝負になります。本日は愛甲さんの来訪を祝し、新たな知恵を教えて頂ければありがたいです。」

●松村 秀逸 君、長野 義文 君、葉 高源 君、河野 景治 君、緒方 貞俊 君、田中 純司 君、
栗山 義則 君、廣坂 彰雄 君

「熊本菊南RCの愛甲三郎様、本日は愛甲様の卓話楽しみにしております。感謝してスマイル致します。」

●丸山 徹 君

「寒さが厳しくなってきました。会員の皆様のご健康を心より祈念してスマイルします。」

3. 例会プログラム



司 会：(紹介者)：趙 健次 会員

演 題：「知って得する遺言の話」～遺言作りの入口まで～

卓話者：愛甲 三郎 氏 (熊本菊南RC会員)

* 法定相続分(民法900条)

- ・子及び配偶者(子2分の1・配偶者2分の1)
非嫡出子は子の2分の1、代襲相続あり
- ・配偶者及び直系尊属(配偶者3分の2、直系尊属3分の1)
- ・配偶者及び兄弟姉妹(配偶者4分の3・兄弟姉妹4分の1)
父兄の一方を同じくする兄弟姉妹は双方を同じくする兄弟姉妹の2分の1
- ・寄与分制度(民法904条の2)
- ・兄弟姉妹の代襲相続の制限(甥、姪までに制限・・民法889条2項)



*** 遺産の分割方法**

- ・遺言あり＝指定分割(自分の考え、方針を遺言に)
- ・遺言なし→分割協議→協議書作成(相続人全員の話し合い)
- ・協議不成立＝調停分割→審判分割(家庭裁判所)



*** 遺言の種類**

- ・公正証書による遺言
- ・自筆証書による遺言
- ・秘密証書による遺言



*** 公正証書による遺言**

- ・公証人役場に行き、遺言の内容を公証人に書類を作成して貰い、署名、押印する。
- ・口頭、手話通訳、筆談のいずれでも良い
- ・証人2名以上の立会い

*** 自筆証書による遺言**

- ・遺言者が自分で遺言の内容と日付、氏名を書いて、押印する。(最も簡単、人に知られない)

*** 秘密証書による遺言**

- ・遺言の内容は代筆でもワープロでも良く、署名、押印だけは本人が
- ・遺言書を作成して、封をして公証人役場に持参する。
- ・遺言書を作った事だけは公証人役場に残る。

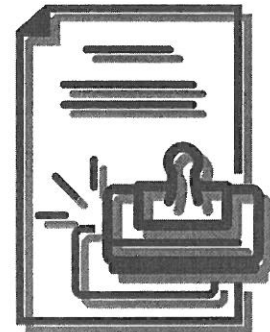


*** 各遺言書の内容**

- ・自筆遺言
内容:内緒に作成が可能。費用がかからない。
注意事項:用件不備では無効。必ず検認を受ける。紛失、改ざん、偽造、強制の可能性あり。
- ・秘密遺言
内容:遺言内容を秘密に出来る。代筆、ワープロも可
注意事項:立会い証人2名を準備。紛失の可能性あり。必ず検認を受ける。
- ・公正証書遺言
内容:適正、妥当な遺言書。寝たきりでも可能。紛失、改ざん、偽造、強制の危険なし
注意事項:立会い証人2名を準備、遺言書作成費用が必要

*** その他の注意事項など**

- ・相続対象財産に注意
債務＝注意・相続放棄などは3ヶ月以内
- ・秘密、公正証書遺言は証人2名以上を必要とする。
- ・秘密、自筆証書遺言は家裁で検認を受ける。勝手に開封してはいけない
- ・遺言書を作成する時には遺留分を忘れずに



*** こんなこともあります。**

- ・公証人役場には財産目録を作り、財産配分の自分なりの目標を作って行く
(不動産の登記簿謄本(法務局)固定資産名寄帳(市町村)も準備



*** 知っておきたい数字**

- ・3ヶ月・・・相続放棄の期限(家庭裁判所)
- ・4ヶ月・・・準確定申告(税務署)
- ・10ヶ月・・・相続税納付期限(税務署)
- ・1年・・・遺留分請求期限(家庭裁判所)
- ・番号・・・公正証書遺言書(公証人役場)



*** なぜ遺言をしますか？**

- ・自分が築いた財産は自分の思うように！
- ・絶対に争いが起こる事が無いように！
- ・残された人々がこれから幸せに生きていける様に！

*** 相続と遺言(実際)**

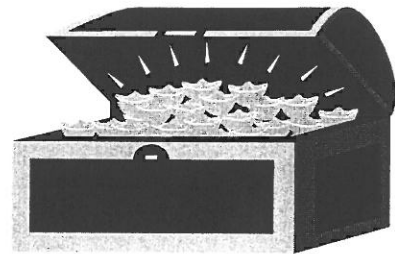
- ・相続の開始＝被相続人の死亡
- ・年金・保険金の停止ないし請求(2～5年以内)
- ・四十九日法要は？
- ・相続人は？(被相続人、相続人の戸籍謄本を見る)
- ・被相続人の所得税の準確定申告を(4ヶ月以内)
- ・相続財産の名義変更(登記)
- ・遺留分の減殺請求とその処置(12ヶ月以内)
- ・死亡届の提出、火葬、葬儀は？
- ・遺言があるか？
- ・相続財産、債務は？
- ・相続の放棄、限定相続は？(3ヶ月以内)
- ・遺言のない場合・・・遺産分割協議書の作成
- ・相続税申告・・・相続税納付(10ヶ月以内)

*** 相続割合と遺留分**

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・配偶者又は子のみ | 相続割合(全部)／遺留分(1/2) |
| ・配偶者 | 相続割合(1/2)／遺留分(1/4) |
| 子 | 相続割合(1/2)／遺留分(1/4) |
| ・配偶者 | 相続割合(2/3)／遺留分(1/3) |
| 父母(義父母) | 相続割合(1/3)／遺留分(1/6) |
| ・配偶者 | 相続割合(3/4)／遺留分(1/2) |
| 兄弟・姉妹(甥、姪) | 相続割合(1/4)／遺留分(無し) |
| ・父母(義父母) | 相続割合(全部)／遺留分(1/3) |
| ・兄弟・姉妹(甥、姪)のみ | 相続割合(全部)／遺留分(無し) |

*** 遺言に書ける事**

- ・相続 ・財産の処分 ・身分
- ・遺言執行者の指定
- 付言事項(法的効果は無し): 本人の考え、希望、その他



*** 遺言の事前準備(1)**

- ・目録作り
- ・現金預金・・・動きの少ない口座の整理
- ・貴金属・・・「金、プラチナ」など(課税対象)
- ・生命保険
- ・有価証券
- ・不動産
- ・借入金

*** 遺言の事前準備(2)**

- ・相続人を確定しておく
- ・金融機関手続き・・・被相続人の生前全ての戸籍謄本必要、生前に取り寄せ、附表なども

*** トラブルになるケース**

- ・不動産の共有(売却、建て替え時)・・・全員の合意が必要
- ・遺言の遺留分
- ・遺言から外れた遺産があった場合
- ・相続人が2～3代になり、全国にいた場合
- ・子供の時仲良くても
 →家庭を持ち、住宅ローン、教育費などの負担が重くなると・・・「貰えるなら貰おう」

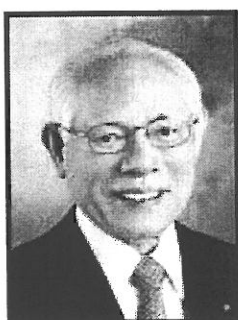
* 節税対策

- ・財産と相続人・税理士に相談する
- ・被相続人の居住用住宅
配偶者、同居親族が相続する場合・240平方m迄80%まで減額可能
- ・親を引き取り、親が住んでいた自宅を貸せば、事業用宅地となり50%減額

* 遺言のトラブルの防止

- ・遺産、相続人の状況が変わったら遺言を書き直す
- ・全ての遺産をきれいに書く
- ・遺留分を出来るだけ守るように配慮する
- ・付言には感謝や自分の気持ちを十分書く

4. 閉会、点鐘



[ロータリー リーダー] **Rotary Leader** [会長メッセージ] 田中 作治 RI会長

多くのロータリアンは、財団を、ロータリーという組織を動かすエンジンであると表現してきました。これは、国際ロータリーとロータリー財団の関係を的確に表していると思います。ロータリアンが活動に励み、財団がその燃料を提供しているのです。

財団のおかげで、私たちは多くの活動を行うことができる一方、ロータリアンの支援により財団がさらに成長します。ロータリー財団への寄付は、賢明な投資です。寄付者は、すべての寄付が有効に生かされることを知っています。寄付をすれば、「世界でよいこと」

ができるだけでなく、自分のお金が最善のかたちで活用されるのです。

財団を通じて、ロータリーは、奉仕クラブのグループから、大きな成果をもたらす国際的なネットワークとなりました。強力な財団があるからこそ、ポリオ・プラスという壮大なプロジェクトも可能となりました。世界中のロータリアンの惜しみないご支援のおかげで、ポリオは「あと少し」で撲滅できるところまで来ました。

財団を通じて私たちは多くのことを成し遂げてきましたが、さらに高い目標を目指すべき時が訪れています。「未来の夢」では、これまでよりも長期的な変化をもたらしていくために、もっと大胆な活動に挑戦できます。「世界でよいこと」をこれからも続けていく財団のこの新しい試みに参加できることを、とても嬉しく感じています。

会員アクセス: 知られざる6つの活用術

コースの受講からメールの管理まで、会員アクセスには幅広い機能があります。ロータリーでの経験をさらに広げる会員アクセスの機能を使いこなしていますか。

会員アクセスは、連絡先の更新や人頭分担金の支払いを行うだけのツールではありません。ロータリーでの経験を大きく広げるさまざまな情報や機能がオンラインで利用できる会員アクセスを活用すべき理由を、6つ、2回に分けてご紹介します。



プロジェクトを紹介する: 「ロータリー・ショーケース」を通じて、クラブが実施した活動を大勢のロータリアンやフェイスブックの友達に紹介しませんか。クラブの新しいプロジェクトを追加したり、ほかのクラブの活動を閲覧することができます。



目標を設定する: 7月に新登場した「ロータリー・クラブ・セントラル」は、会員増強、奉仕活動、財団寄付の3つの主要分野におけるクラブ目標を設定し、その達成状況を把握することのできるツールです。入力したデータは、クラブの会員、地区ガバナーとガバナー補佐がいつでも閲覧し、活動状況を確認することができます。